

令和5年12月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和5年12月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和5年12月21日（木） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
11月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第29号 長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について

議案第30号 令和6年度小学校及び中学校特別支援学級各教科用一般図書採択の変更について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市保育ルーム事業実施要綱の一部改正について

(2) 令和5年長浜市議会12月定例会月議会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和6年1月教育委員会定例会開催日程 1月25日（木） 午後1時30分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第29号

件 名：長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部
改正について

第1 制定・改廃理由

幼稚園利用者の長時間保育のニーズへ対応するため、関係規則の一部を改正するもの。

第2 要点

- (1) 南郷里幼稚園について、預かり保育事業の開始時刻を「午前8時から」、終了時刻を「午後5時45分まで」に改める。（保護者の就労状況により午前8時30分以降の登園又は午後4時15分までの降園が困難な子どもに限る。） **【別表の改正関係】**
- (2) その他の幼稚園について、預かり保育事業の終了時刻を「午後5時15分まで」に改める。（保護者の就労状況により午後4時15分までの降園が困難な子どもに限る。） **【別表の改正関係】**
- (3) 施行日前においても預かり保育事業の実施に必要な準備等を行うことができる旨の規定を設ける。 **【附則第2項関係】**

第3 施行期日

令和6年4月1日

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和5年12月21日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（令和2年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第11条関係）

実施園	区分	実施日	実施時間	保育料
長浜幼稚園、長浜北幼稚園、長浜西幼稚園、わかば幼稚園、神照幼稚園、北郷里幼稚園及び湖北幼稚園	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の4第2号に掲げる小学校就園、わかば学前子どもに該当するものとして法第30条の5第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「新2号認定子ども」という。）で、保護者の就労状況により午後4時15分までの降園が困難な子ども	幼稚園の開園日	午前8時30分から午前9時まで及び午後2時から午後5時15分まで	日額 400円
		長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第3条第1項第3号から第6号までに定める休業日（以下「休業日」という。）	午前8時30分から午後5時15分まで	
	新2号認定子ども（上記を除く。）及び法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして	幼稚園の開園日	午前8時30分から午前9時まで及び午後2時から午後4時15分まで	

	法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「1号認定子ども」という。）	休業日	午前8時30分から午後4時15分まで
南郷里幼稚園	新2号認定子どもで、保護者の就労状況により午前8時30分以降の登園又は午後4時15分までの降園が困難な子ども	幼稚園の開園日	午前8時から午前9時まで及び午後2時から午後5時45分まで
		休業日	午前8時から午後5時45分まで
	新2号認定子ども（上記を除く。）及び1号認定子ども	幼稚園の開園日	午前8時30分から午前9時まで及び午後2時から午後4時15分まで
		休業日	午前8時30分から午後4時15分まで

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の別表の規定による事業の実施に必要な利用の可否の決定その他の準備行為は、前項の規定による施行の前日においても、行うことができる。

○長浜市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正 新旧対照表

新					旧		
<u>別表（第5条、第11条関係）</u>					<u>別表（第4条、第10条関係）</u>		
実施園	区分	実施日	実施時間	保育料	区分	実施時間	保育料
長浜幼稚園、長浜北幼稚園、長浜西幼稚園、わかば幼稚園、神照幼稚園、北郷里幼稚園及び湖北幼稚園	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして法第30条の5第1項の規定による認定を受けている保護者の子ども（以下「新2号認定子ども」という。）で、保護者の就労状況により午後4時15分までの降園が困難な子ども	幼稚園の開園日	午前8時30分から午前9時まで及び午後2時から午後5時15分まで	日額400円	幼稚園の開園日	午前8時30分から午前9時まで及び午後2時から午後4時15分まで	日額400円
		長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第3条第1項第3号から第6号までに定める休業日（以下「休業日」という。）	午前8時30分から午後5時15分まで		長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第3条第1項第3号から第6号までに定める休業日	午前8時30分から午後4時15分まで	
	新2号認定子ども（上記を除く。）及び法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものとして法第20条第1項の規定を受けている保護者の子ども（以下「1	幼稚園の開園日	午前8時30分から午前9時まで及び午後2時から午後4時15分まで				
		休業日	午前8時30分から午後4時15分まで				

新				旧			
	<u>号認定子ども」という。)</u>						
<u>南郷里幼稚園</u>	<u>新2号認定子どもで、保護者の就業状況により午前8時30分以降の登園又は午後4時15分までの降園が困難な子ども</u>	<u>幼稚園の開園日</u>	<u>午前8時から午前9時まで及び午後2時から午後5時45分まで</u>				
		<u>休業日</u>	<u>午前8時から午後5時45分まで</u>				
	<u>新2号認定子ども（上記を除く。）及び1号認定子ども</u>	<u>幼稚園の開園日</u>	<u>午前8時30分から午前9時まで及び午後2時から午後4時15分まで</u>				
<u>休業日</u>		<u>午前8時30分から午後4時15分まで</u>					
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(準備行為)</u> 2 <u>改正後の別表の規定による事業の実施に必要な利用の可否の決定その他の準備行為は、前項の規定による施行の前においても、行うことができる。</u></p>							

令和6年度小学校及び中学校特別支援学級各教科用一般図書の採択の変更について

令和6年度から4年間使用する小学校及び中学校特別支援学級各教科の教科用一般図書として採択した図書の一部が供給不能となったため、次のとおり採択を変更することについて、教育委員会の議決を求める。

令和5年12月21日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

<採択の変更>

(1) 小学校 外国語6年

(供給不能となった一般図書)

71-1 永岡書店 541「見て、聞いておぼえる！はじめてのえいごおしゃべりえほん」

(新たに採択する一般図書)

08-1 くもん出版 542「CD付き英語カード たのしい会話編」

<採択より削除>

(2) 中学校 美術1、2、3年

01-1 あかね書房 「はじめての美術鑑賞」

令和6年度小学校特別支援学級各教科用一般図書

(R5.12.21改訂版)

		小 学 校					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	検:小1	検:小1~2	検:小1~3	検:小1~4	検:小2~5	検:小3~6	
	著:こくご☆~☆☆☆ 71-1 永岡書店 515 おしゃべりあいうえお はじめてのひらがな・カタ ナ	著:こくご☆~☆☆☆ 20-4 戸田デザイン 007 よみかた絵本	著:こくご☆~☆☆☆ 20-5 同成社 B02 ゆっくり学ぶ子のため の「こくご」入門編2(改訂 版)	著:こくご☆~☆☆☆ 20-5 同成社 A01 ゆっくり学ぶ子のため の「こくご」1(改訂版)	著:こくご☆~☆☆☆ 20-5 同成社 A02 ゆっくり学ぶ子のため の「こくご」2(改訂版)	著:こくご☆~☆☆☆ 20-5 同成社 A03 ゆっくり学ぶ子のため の「こくご」3(改訂版)	
書 写	検:小1	検:小2	検:小3	検:小4	検:小5	検:小6	
	08-1 くもん出版 501 もじ・ことば2 はじめ てのひらがな 2集	08-1 くもん出版 503 もじ・ことば5 ひらが なおけいこ	08-1 くもん出版 508 もじ・ことば10 カタカ ナおけいこ	08-1 くもん出版 505 もじ・ことば7 ことばの おけいこ	08-1 くもん出版 506 もじ・ことば8 ぶんの おけいこ	08-1 くもん出版 509 もじ・ことば12 漢字お けいこ	
社 会				検:小3・4	検:小3~5		検:小3~6
				28-1 福音館 M06 みちかなながくシリ ズ町たんけん	12-2 小学館 C01 ドラえもんちずかん1 につぼんちず	12-2 小学館 C02 ドラえもんちずかん2 せかいちず	28-1 福音館 G10 福音館の科学シリ ズ ただいまお仕事中
地 図	検:地図(小学校用)						
算 数	検:小1	検:小1~2	検:小1~3	検:小1~4	検:小2~5	検:小3~6	
	著:さんすう☆~☆☆☆ 27-3 ひさかた C05 スキンシップ絵本 か ずのえほん	著:さんすう☆~☆☆☆ 11-4 三省堂 A04 三省堂こどもかずの絵 じてん	著:さんすう☆~☆☆☆ 20-5 同成社 C03 ゆっくり学ぶ子のため の「さんすう」3	著:さんすう☆~☆☆☆ 20-5 同成社 C04 ゆっくり学ぶ子のため の「さんすう」4	著:さんすう☆~☆☆☆ 20-5 同成社 C05 ゆっくり学ぶ子のため の「さんすう」5	著:さんすう☆~☆☆☆ 22-3 日本教育研 A02 ひとりだちするための 算数・数学	
理 科				検:小3	検:小3~4	検:小3~5	検:小3~6
				06-2 学研 503 はっけんずかんむし新 版	27-1 ひかりのくに 505 こどものずかんMio7 くさばな・き	27-1 ひかりのくに 104 改訂新版体験を広げる こどものずかん4 はなど やさしいくだもの	27-1 ひかりのくに 108 改訂新版体験を広げ るこどものずかん8 あそ びのずかん
生 活	検:小1・2						
音 楽	検:小1	検:小1~2	検:小1~3	検:小1~4	検:小2~5	検:小3~6	
	著:おんがく☆~☆☆☆ 79-6 ベネッセ 579 しまじろうの歌えほん しまじろうどうようえほん	著:おんがく☆~☆☆☆ 20-3 東京書籍 503 わくわく音あそび絵本 新装版ドンドコドンドンたい こであそぼ	著:おんがく☆~☆☆☆ 27-1 ひかりのくに 013 あそびうたのほんCD つき	著:おんがく☆~☆☆☆ 27-1 ひかりのくに 002 どうようでおえかきで き どうようNEW絵かきうた ブック	著:おんがく☆~☆☆☆ 70-27 トヤマ出版 501 笛星子どものため のリコーダー曲集	著:おんがく☆~☆☆☆ 14-4 成美堂出版 539 DVDでひける! はじめ てのピアノえほん1 たのし いピアノのおけいこ	
図 工	検:小1・2	検:小3・4		検:小5・6			
	06-2 学研 G09 あそびのおうさまBOO Kどんどんぬるほん	06-2 学研 G08 あそびのおうさまBO OKはじめてきるほん	02-1 岩崎書店 A17 あそびの絵本えのぐ あそび	06-2 学研 I12 あそびのおうさまずか ん12リサイクルこうさく増補 改訂	30-2 ポプラ社 A01 あそびのひろば1 は んがあそび	14-4 成美堂出版 006 作ってみよう! リサイ クル工作68	
家 庭					検:小5・6	検:小6	
					12-2 小学館 817 小学館の子ども図鑑 プレNEO楽しく遊ぶせいか つの図鑑	06-1 偕成社 Z01 子どものマナー図鑑 (1)ふだんの生活のマナー	
保 健				検:小3・4	検:小5・6		
				06-1 偕成社 Q06 子どもの生活(6)じょうぶなからだになれるよ!	12-2 小学館 B11 21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ		
外 国 語					検:小5	検:小6	
					06-2 学研 523 こどもずかん0さい~4 さいこどもずかん英語つき よくばりバージョン	08-1 くもん出版 542 CD付き英語カードた のしい会話編	
道 徳	検:小1	検:小2	検:小3	検:小4	検:小5	検:小6	
	14-5 世界文化社 665 3さいのやさしい心を はぐくむ10のお話	72-31 日本図書 536 おやくそくえほんはじ めての「よのなかルール ブック」	10-8 合同出版 B-04 絵でわかるこどもの せいかつずかん4おつきあ いのきほん	10-1 講談社 E01 講談社の年齢で選ぶ 知育絵本 4・5・6さいのきも ちをつたえることばのえほ ん	12-2 小学館 701 おひさまセレクション 勇気をくれるおはなし16話	10-1 講談社 553 こどもせいかつ百科	

* 児童生徒の実態に応じ、当該学年以外の教科用図書についても使用することができる。但し、校種を超えて使用することはできない。

* 交流及び共同学習として通常の学級で授業を受ける教科については、当該学年の検定教科書を使用する。

* 拡大教科書の使用が適切な児童生徒については、当該学年の拡大検定教科書を使用する。

(注) 検: 文部科学省検定教科書 著: 文部科学省著作教科書

令和6年度中学校特別支援学級各教科用一般図書

(R5.12.21改訂版)

		中 学 校		
		1年	2年	3年
国 語	検:小4～中1	検:小5～中2	検:小6～中3	
	08-1くもん出版 589小学ドリル国語3年生の言葉と文のきまり	08-1くもん出版 589小学ドリル国語3年生の言葉と文のきまり		
書 写	20-5 同成社 A04 ゆっくり学ぶ子のための 国語4	20-7 東洋館 002 ぐらしに役立つ国語	84-1 明治図書 502 グレーゾーンの子どもに対応した 作文ワーク上級編1	
		20-5 同成社 502 ゆっくり学ぶ子のための 国語5		
社 会	検:小3～中1	検:小5～中2	検:小6～中3	
	28-7 福村出版 A05 シリーズ生活を学ぶ5 遠くへ行きたいな	28-7 福村出版 A05 シリーズ生活を学ぶ5 遠くへ行きたいな	28-7 福村出版 A05 シリーズ生活を学ぶ5 遠くへ行きたいな	
地 図	20-7東洋館 001ぐらしに役立つ社会	20-7東洋館 001ぐらしに役立つ社会	20-7東洋館 001ぐらしに役立つ社会	
	28-1福音館 583福音館の科学シリーズ絵で見る日本の歴史	28-1福音館 583福音館の科学シリーズ絵で見る日本の歴史	28-1福音館 583福音館の科学シリーズ絵で見る日本の歴史	
数 学	62-03集英社 502集英社版・学習漫画日本の歴史できごと辞典	62-03集英社 502集英社版・学習漫画日本の歴史できごと辞典	62-03集英社 502集英社版・学習漫画日本の歴史できごと辞典	
	08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる 小学3年生	08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる 小学3年生	08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる 小学3年生	
理 科	64-2 清風堂書店 576 社会習熟プリント 小学3・4年生	64-2 清風堂書店 576 社会習熟プリント 小学3・4年生	64-2 清風堂書店 576 社会習熟プリント 小学3・4年生	
	検:地図(中学校用) 71-1 永岡書店 576 見て、学んで、力がつく! こども日本地図2024年版	71-1 永岡書店 519 楽しく学んで力がつく! こども世界地図	12-2 小学館 622 きっずジャポニカ・セレクション10才までに 知っておきたい世の中まるごとガイドブック基礎編	
音 楽	検:小3～中1	検:小4～中2	検:小5～中3	
	64-2 清風堂書店 531 算数習熟プリント小学3年生大判サイズ	64-2 清風堂書店 532 算数習熟プリント小学4年生大判サイズ	20-7 東洋館 003 ぐらしに役立つ数学	
美 術	検:小3～中1	検:小4～中2	検:小5～中3	
	64-2 清風堂書店 552 理科習熟プリント小学3年生大判サイズ	64-2 清風堂書店 552 理科習熟プリント小学3年生大判サイズ	64-2 清風堂書店 552 理科習熟プリント小学3年生大判サイズ	
技 術・家 庭	08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる 小学3年生	08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる 小学3年生	08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる 小学3年生	
	20-7 東洋館 004 ぐらしに役立つ理科	20-7 東洋館 004 ぐらしに役立つ理科	20-7 東洋館 004 ぐらしに役立つ理科	
保 健 体 育	12-2 小学館 797 小学館の図鑑NEO〔新版〕 科学の実験DVDつき	12-2 小学館 797 小学館の図鑑NEO〔新版〕 科学の実験DVDつき	12-2 小学館 797 小学館の図鑑NEO〔新版〕 科学の実験DVDつき	
	検:中1	検:中2・3		
英 語	20-2 ドレミ楽譜 501 ピアノとおともだちになる はじめてのピアノあそび	20-2 ドレミ楽譜 509 簡易ピアノ伴奏による こどもの歌名曲アルバム		
	検:中学校 12-2 小学館 569 ドラえもん音楽おもしろ攻略 リコーダーがふける			
特 別 の 教 科 道 徳	検:中1	検:中2・3年		
	58-8 グラフィック 507 アートであそぼ	58-8 グラフィック 507 アートであそぼ		
検:中学校	06-1 偕成社 003 かこさとしうつくしい絵	06-1 偕成社 003 かこさとしうつくしい絵		
	12-10 視覚デザイン研究所 503 みみずびギグナーシリーズ水彩初級LESSON	12-10 視覚デザイン研究所 503 みみずびギグナーシリーズ水彩初級LESSON		
検:中学校(技術分野・家庭分野)	12-10 視覚デザイン研究所 508 おいしい色えんぴつ	12-10 視覚デザイン研究所 508 おいしい色えんぴつ		
	01-1-あかね書房 はじめての美術鑑賞	01-1-あかね書房 はじめての美術鑑賞		
検:小学校	10-8 合同出版 A01 イラスト版 手のしごと 子どもとマスターする49の生活技術	14-3 全日本手をつなぐ育成会 A08 自立生活ハンドブック8 食(しょく)		
	14-3 全日本手をつなぐ育成会 A04 自立生活ハンドブック4 からだ!!げんき!?			
検:中学校	28-7福村出版 A06 シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ			
	検:中1	検:中1～中2	検:中1～中3	
検:小学校	05-3 旺文社 540 小学生のための英語練習帳1 アルファベット・英単語・会話	05-3 旺文社 540 小学生のための英語練習帳1 アルファベット・英単語・会話	05-3 旺文社 540 小学生のための英語練習帳1 アルファベット・英単語・会話	
	11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける はじめてのえいご絵じてん	11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける はじめてのえいご絵じてん	11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける はじめてのえいご絵じてん	
検:中学校	11-4 三省堂 504 親子ではじめる英会話絵じてん1 らくらくひとこと編CD付	11-4 三省堂 504 親子ではじめる英会話絵じてん1 らくらくひとこと編CD付	11-4 三省堂 504 親子ではじめる英会話絵じてん1 らくらくひとこと編CD付	
	65-2 増進堂 557 ベンマンシップ はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習	65-2 増進堂 557 ベンマンシップ はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習	65-2 増進堂 557 ベンマンシップ はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習	
検:小学校	検:小3～中1	検:小4～中2	検:小5～中3	
	10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方 コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング	10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方 コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング	10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方 コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング	
検:中学校	66-10 高橋書店 514 こころのふしぎ なぜ?どうして?	66-10 高橋書店 514 こころのふしぎ なぜ?どうして?	66-10 高橋書店 514 こころのふしぎ なぜ?どうして?	
	10-8 合同出版 558 イラスト版こころのコミュニケーション 子どもとマスターする49の話を聞き方・伝え方	10-8 合同出版 558 イラスト版こころのコミュニケーション 子どもとマスターする49の話を聞き方・伝え方	10-8 合同出版 558 イラスト版こころのコミュニケーション 子どもとマスターする49の話を聞き方・伝え方	
検:小学校	10-8 合同出版 502 子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版子どものマナー	10-8 合同出版 502 子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版子どものマナー	10-8 合同出版 502 子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版子どものマナー	
*児童生徒の実態に応じ、当該学年以外の教科用図書についても使用することができる。但し、校種を超えて 使用することはできない。				
*交流及び共同学習として通常の学級で授業を受ける教科については、当該学年の検定教科書を使用する。				
*拡大教科書の使用が適切な児童生徒については、当該学年の拡大検定教科書を使用する。				
(注) 検:文部科学省検定教科書 著:文部科学省著作教科書				
				※コード外一般図書

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育ルーム事業実施要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

保育ルーム利用者の長時間保育のニーズへの対応及び保育所保育料の利用者負担上限額との整合を図るため、関係要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

- (1) 預かり終了時刻を「午後5時30分」から「午後5時45分」に改める。
【第3条の改正関係】
- (2) B階層（市町村民税非課税世帯）の利用者負担額を「250円」から「0円」に改める。（保育所保育料と同額）
【別表の改正関係】
- (3) 施行日前においても保育ルーム事業の実施に必要な準備等を行うことができる旨の規定を設ける。
【附則第2項関係】

第3 施行期日

令和6年4月1日

○長浜市保育ルーム事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧																																																				
<p>(事業の内容)</p> <p>第3条 長浜市は、第1条の目的を達成するため、長浜市立南郷里幼稚園に保育ルームを設置して、対象児童に対し事業を実施する。</p> <p>2 事業の実施時間は、午前8時から午後5時45<u>分</u>までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この時間帯の前後に延長して事業を実施することができる。</p> <p>3 事業を実施しない日は、次の各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に実施しないことができる。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p>	<p>(事業の内容)</p> <p>第3条 長浜市は、第1条の目的を達成するため、長浜市立南郷里幼稚園に保育ルームを設置して、対象児童に対し事業を実施する。</p> <p>2 事業の実施時間は、午前8時から午後5時30<u>分</u>までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この時間帯の前後に延長して事業を実施することができる。</p> <p>3 事業を実施しない日は、次の各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に実施しないことができる。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p>																																																				
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担階層区分</th> <th>利用者負担額 月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>0</td></tr> <tr><td>B</td><td>0<u>250</u></td></tr> <tr><td>C 1</td><td>4,150</td></tr> <tr><td>C 2</td><td>6,730</td></tr> <tr><td>D 1</td><td>11,390</td></tr> <tr><td>D 2</td><td>14,790</td></tr> <tr><td>D 3</td><td>19,140</td></tr> <tr><td>D 4</td><td>21,590</td></tr> <tr><td>D 5</td><td>26,250</td></tr> <tr><td>D 6</td><td>30,600</td></tr> <tr><td>D 7</td><td>35,820</td></tr> <tr><td>D 8</td><td>42,000</td></tr> </tbody> </table>	利用者負担階層区分	利用者負担額 月額 (円)	A	0	B	0 <u>250</u>	C 1	4,150	C 2	6,730	D 1	11,390	D 2	14,790	D 3	19,140	D 4	21,590	D 5	26,250	D 6	30,600	D 7	35,820	D 8	42,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担階層区分</th> <th>利用者負担額 月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>0</td></tr> <tr><td>B</td><td><u>250</u></td></tr> <tr><td>C 1</td><td>4,150</td></tr> <tr><td>C 2</td><td>6,730</td></tr> <tr><td>D 1</td><td>11,390</td></tr> <tr><td>D 2</td><td>14,790</td></tr> <tr><td>D 3</td><td>19,140</td></tr> <tr><td>D 4</td><td>21,590</td></tr> <tr><td>D 5</td><td>26,250</td></tr> <tr><td>D 6</td><td>30,600</td></tr> <tr><td>D 7</td><td>35,820</td></tr> <tr><td>D 8</td><td>42,000</td></tr> </tbody> </table>	利用者負担階層区分	利用者負担額 月額 (円)	A	0	B	<u>250</u>	C 1	4,150	C 2	6,730	D 1	11,390	D 2	14,790	D 3	19,140	D 4	21,590	D 5	26,250	D 6	30,600	D 7	35,820	D 8	42,000
利用者負担階層区分	利用者負担額 月額 (円)																																																				
A	0																																																				
B	0 <u>250</u>																																																				
C 1	4,150																																																				
C 2	6,730																																																				
D 1	11,390																																																				
D 2	14,790																																																				
D 3	19,140																																																				
D 4	21,590																																																				
D 5	26,250																																																				
D 6	30,600																																																				
D 7	35,820																																																				
D 8	42,000																																																				
利用者負担階層区分	利用者負担額 月額 (円)																																																				
A	0																																																				
B	<u>250</u>																																																				
C 1	4,150																																																				
C 2	6,730																																																				
D 1	11,390																																																				
D 2	14,790																																																				
D 3	19,140																																																				
D 4	21,590																																																				
D 5	26,250																																																				
D 6	30,600																																																				
D 7	35,820																																																				
D 8	42,000																																																				
備考略	備考略																																																				
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(準備行為)</u></p> <p><u>2 改正後の第3条の規定による事業の実施に必要な利用の可否の決定その他の準備行為は、前項の規定による施行の日前においても、行うことができる。</u></p>																																																					

令和５年長浜市議会１２月定例月議会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆個人質問

質問者	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当課
加納 義之	現在小中学校では貸切バスを利用した校外学習や修学旅行等が実施されており、中学校ではクラブ活動において中体連等へのバスによる送迎が行われているが、それぞれの交通費に対する市からの補助金の現状について問う。	現在、修学旅行等における貸切バスに対する交通費補助は行っていないが、小学校、中学校ともに近隣地域への校外学習等については、市直営の教育バス３台を運行し、移動支援を行っている。 また、中学校においては、中体連大会等への出場に対する交通費補助として、ＪＲ及び路線バス利用時の全額又は３分の２を補助している。 補助金額としては、昨年度は中学校・義務教育学校１２校に対し、合計４９２万円（Ｒ３：４８８万円）を交付している。	教育部長	すこやか教育推進課
	（再問）目的地が最寄り駅から遠い場合はどうしても貸切バスを利用しなければならない。中体連の場合はバスの拘束時間や走行距離が長くなり高額になるが、この補助額では少くないか。	基本的に目的地が駅から近い場合はＪＲを利用しており、遠い場合は教育バスを運行している場合もある。 中体連における貸切バスの事例は把握しておらず、高額な場合は、その部分については補助をしていないが、必要があれば検討してみたい。また、教育バスでも対応していきたい。	教育部長	すこやか教育推進課
	（再々問）中体連の場合、市の教育バスだけで足りるのか。	教育バスで対応できない場合は、ＪＲと路線バス等の補助基準で算出し、その相当額で補助は行っている。全額は出ていないが、一定の補助は行っている。	教育部長	すこやか教育推進課
加納 義之	今回の貸切バス運賃の値上げは、少子化が進んでいる中でかなり保護者にとっても金銭的な負担になると思う。修学旅行は学生生活の大きな思い出となり、これまでの旅行先を想定されている学生の	例年、修学旅行は、小学校６年生と中学校３年生の４月から６月にかけて実施することから、旅行者などは１年以上前にプロポーザル方式で決定して準備を進めている。 本年１０月１日より貸切バスの運賃が引き上げられたが、それ以前（９月３０日以前）に見積りをとるなど、旅行を催行する旨を合意している場合には、旧運賃がそのまま適用されると聞き及んでいる。 現時点では、修学旅行に対する補助を行う予定	教育部長	すこやか教育推進課

	方も多いと思う。値上げによって旅行先が近場になったりしないか心配されているが、今後、市として何らかの対策等をされていくのか問う。	はないが、保護者負担が増大しないように様々な工夫を行いながら、修学旅行の目的が達成できるよう努めていく。		
	(再問) 様々な工夫とは具体的に何か。	公共交通機関を多く使ったり、宿泊施設等を勘察して安いホテル等を利用したりすることで工夫している。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再々問) 小中の子が2～3人いる家庭はかなり保護者負担になるが、もっと他の支援はできないか問う。	修学旅行については、前もって学校ごとに保護者負担額を決めて実施している。現在、保護者費用については、大きく負担増であるとは確認していないため、その負担の中で実施できると考えているが、将来的にどうしても負担が増えることがあればそこは検討していきたい。	教育部長	すこやか教育推進課
中川 リョウ	野瀬町の空き家跡地の舗装当時、境界確定がされておらず、関係者の立ち合いのもと境界を確定されて舗装をされたと聞いている。その後所有者への対応について誠実さが欠けていると聞いているが現状について問う。	<p>駐車場として整備した土地は、地元自治会を通じて提供された土地であるため、市としては、当然、隣接する土地の所有者には承諾いただいているものと認識していたが、隣地の所有者から舗装部分が越境しているのではないかと指摘があったため、まずは、土地所有者間で境界を確定していただきたい旨をお伝えしているところである。</p> <p>しかしながら、自治会を通じて借りている土地とはいえ、越境が事実であれば、市が私有地を承諾なく使用していることになるため、関係者による協議を促し、早期の解決を図っていきたいと考えている。</p> <p>そのうえで、是正が必要な場合は、所有者の意向に沿って対応させていただく。</p>	教育部長	教育総務課
	(再問) 2021年当時に、その土地が所有者の意志に反して舗装されているということで、所有者の方が市役所に何度も通われているとお聞きした。その当時の職員のことかもしれないが、教育委員会として対応に誠実さ	境界の確定について、一方の土地が長浜市のものであれば、私どもも真摯に話をさせていただくことになると思うが、あくまでも民地であるため、民間の土地に行政が入り「ここはこうです」といったことを言える立場にないため、「所有者間で協議をして確定をしてください」と申し上げている。その部分まで行政が入るということは考えられないが、先ほども申したように、今はまだ境界確定には至っていないため、市としても関係者を集めるといったようなことを促していきたい	教育部長	教育総務課

	が欠けていたのではないかと感じているが、認識について見解を問う。	と考えている。		
中川 リョウ	野瀬町にてグランピング施設の建設が計画されている。令和3年11月に関係者に向けた説明がされており、当時の計画を見ると施設駐車場として空き家跡地の利用が計画されていた。丁度、舗装された時期と重なっており、この計画を見越した舗装だったのではないかと疑いを持たざるを得ないが、当局の見解を問う。	もともと、旧上草野小学校利用者の駐車場は、学校敷地内にあるものの、狭い集落内道路を通行する必要があったため、地元自治会から、「利用者が、集落道路を通行することにより、狭い道路の沿道住民には事故の危険や不便が生じており、日々の生活にもしばしば支障をきたしているので改善してほしい」との要望を受け、旧上草野小学校近辺で利用に支障のない場所を自治会から提供されたことから、新たな駐車場として整備したものであり、ご指摘の計画とは、関係ないものと認識している。	教育部長	教育総務課
	(再問) 実際にこのグランピング施設は計画をされており、所有者や近隣の方々にその説明をされたタイミングが、ちょうどその舗装の時と同じであったため、私はこういった疑いを持った。今、部長がおっしゃったように地元自治会からは、確かに「施設利用にかかる危険防止措置についてのお願い」ということで、会長名で要望書が出されている。 最後になるが、グランピング施設に駐車場が使われるのではないかと認識は本当になかったのか。	その時点で、グランピング施設の駐車場として使用されるということは、何ら認識していなかった。	教育部長	教育総務課

藤井 登	部活動の地域移行と地域連携についての考えを問う。	<p>部活動の地域移行・地域連携は、少子化が進行する中、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校と地域が連携・協働して、学校部活動を地域連携や地域クラブ活動への移行を進めるものである。</p> <p>具体的に地域移行とは、地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するもので、多様な活動を可能な限り低廉な会費で、学校管理下以外で実施するものである。(中学校学習指導要領における学校教育活動ではない。)</p> <p>一方、地域連携とは、複数校がまとまって一つの部活動を行う「合同部活動」や、部活動指導員など地域の人材を活用することにより、あくまで学校管理下で運営・実施しつつ、生徒の活動機会を確保するものである。</p> <p>本市においては、今年度からモデル事業において実証を進めており、地域移行と地域連携について、今後それぞれの在り方を検証し、方向性を示していきたいと考えている。</p>	教育部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) 生徒、保護者、先生に混乱が生じないように市の方針をしっかりと示してもらいたい。が、当局はどのように考えているか。	議員が言われるとおり、生徒や保護者に混乱が生じないように、慎重に進めていきたいと考えている。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
	(再々問) 地域移行・地域連携を進める中で今後、最善の方法であるかを立ち止まって検討する必要がある時も来ると考える。この立ち止まれる体制づくりについて、当局はどのように考えているか。	議員が言われるとおり、実証事業を踏まえ、しっかりと検討したうえで実施していきたい。		
藤井 登	外部指導員と学校の先生との協力体制について問う。	これまでから学校部活動の実施にあたっては、地域連携として、外部指導者である部活動指導員の協力体制のもと、生徒に対する技術的指導を行うとともに、学校や顧問と連携し、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等に	教育部 長	すこやか 教育推進 課

		<p>ついて情報交換を図っている。</p> <p>また、今後、地域移行が進めば、学校の管理下ではない地域クラブの指導者のもとで生徒は指導を受けることとなるが、移行後の地域クラブと学校との連携に関しては様々な課題があると認識しており、今後の実証事業の中で検証していきたいと考えている。</p>		
	<p>(再問) 地域移行・地域連携を行う中で様々な課題があるということだが、具体的にはどのような課題があるのか。代表的なものについて問う。</p>	<p>学校外での活動となる中で、生徒間でトラブルが発生することも考えられ、そのことについて、学校に対し十分に情報提供がされない可能性があると考えている。</p> <p>十分に情報共有がされていないと、解決しそうな問題が学校で再発するということが現場としては危惧していると聞いている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進課</p>
	<p>(再々問) 地域移行・地域連携について線引きするのではなく、外部指導者等と信頼関係をしっかりと構築することが先であると考えているが、その点はどのように考えるか。</p>	<p>信頼関係を構築していくこと等の課題が解決できなければ、地域移行・地域連携をすることはできないと考える。このような課題の解決の目途が立てば、しっかりと行動に移していきたい。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進課</p>
<p>藤井 登</p>	<p>部活動の地域移行や地域連携によって生じる生徒や保護者の期待や不安に対して、どのように対応されるのか問う。</p>	<p>地域移行・地域連携は、これまでの部活動の在り方を大きく変える、全国的な部活動大改革といわれている。</p> <p>本年7月に実施したアンケート調査からも、子どもや保護者の皆さんは、期待とともに大きな不安を抱いておられるものと認識している。</p> <p>本市としては、現在策定を進めている地域移行推進計画において、しっかりと方向性を示しながら、今後の取組の内容、地域連携・地域移行による効果やスケジュールなどを分かりやすく周知し、生徒や保護者、地域の理解と協力を得ながら、丁寧に段階的に進めていきたいと考えている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進課</p>
	<p>(再問) 聞いたところでは、一人でも部活として活動しており、教育の一環として先生も熱心に指導されているところがあるようだが、この点について当</p>	<p>その点については、担当の先生の熱心な指導に感謝している。地域移行とは教育指導要領による部活動ではなく、学校管理下外の活動となる。今現在は、地域連携を中心として大事にしながら、基本的には実証事業を踏まえながら進めていきたい。</p>	<p>教育部長</p>	<p>すこやか教育推進課</p>

	局としてはどのように考えるか。			
藤井 登	部活動における異なる年齢層やレベルの生徒に対して教育的な配慮を行うため、また外部指導員が個々の生徒の発達段階を理解し、適切な指導を行うためには、外部指導員養成講座で基礎知識を得ることが重要と考えるが、当局の考えを問う。	ご質問の通り、外部指導員は、技術的指導に加え、教育的配慮ができるにふさわしい資質を身につける必要があり、それらに関連する研修などの受講は、大変有効であると考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再問) 外部指導員の養成講座を開く場合には、どのような方向で指導して、どのような形で講座を実施していくのか。	外部指導員養成講座のようなものは、市単独というよりは各種団体がそれぞれに実施したり、県下で統一された中で実施されたりしていくべきものだと考えている。 仮に市単独で実施していくならば、十分配慮した講習会になると考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
藤井 登	保護者の中には、仕事の都合や事故への不安から送迎を躊躇される方がいると思うが、その対策について問う。	7月に実施した保護者対象のアンケート調査においても、地域移行に対し不安に感じることの上に「活動場所への移動手段」があり、今後の大きな検討課題の一つと認識している。 活動場所が遠くなった場合、生徒が自分だけで移動することが困難になるが、今年度モデル事業として検証を進めている西浅井中と高月中の軟式野球部については、保護者のご理解ご協力のもと他校への移動は、保護者送迎で対応されているところである。 今後、長浜市の実情に合った方策について調査研究していきたいと考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
藤井 登	外部指導員の導入に対する学校や地域の理解を深めるために、情報共有や啓発活動も重要と考えるが、当局のお考えを問う。	先ほども申したとおり、この件については多くの課題があり、生徒・保護者に不安があることは認識している。そのような不安を一つひとつ払拭していくべく、丁寧に情報提供や啓発活動をしていくことが重要であると考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再問) 子どもが主役	部活動の地域移行は、現在は休日をメインとし	教育部	すこやか

	の部活動でなければならぬが、当局は5年後、10年後を見据えて考えているのか。	て考えており、将来的には平日もその範囲となってくる。現在のこの状況で軽々とした方針を決めて実行していくのではなく、5年後、10年後を見据えて計画していきたい。	長	教育推進課
藤井 登	今年度の全国学力・学習状況調査学力が、小学6年生と中学3年生を対象に実施された。小学生は国語と算数、中学生は国語、数学、英語の学力状況調査が行われ、その結果が公表されたが、その結果について当局の見解を問う。	<p>教科に関する調査の平均正答率であるが、小学校は昨年度に比べ、国語、算数ともに平均正答率が上がり、2教科ともに全国平均との差が縮まったが、中学校では国語、数学、英語ともに全国平均を下回り、その差も少し広がった。</p> <p>教育委員会では、昨年度より学力向上専門プロジェクトチーム会議を開催し、専門家の意見を聞きながら、教育施策につなげてきた。その中で、教員の指導力向上が大切であるとされ、子どもが自ら学ぶ授業改善に取り組んできた。小学校は学級担任制であり、学校全体として授業改善に取り組みやすい環境にあるため、成果が徐々に表れたと考えている。一方、中学校は教科担任制という構造的な問題もあり、全体としての取り組みに時間がかかるものと考えている。</p> <p>調査結果をより詳細に分析し、課題となっている力を育成するため、さらなる授業改善を行っていく。</p>	教育長	教育指導課
	(再問) 英語の問題では、全国で5問中1問も正解できていない生徒が6割もいた。機器がうまく使いこなせなかったのか、問題が難しいため解けなかったのか、今後の課題だと思うが、このことについて当局の見解を問う。	<p>指摘された英語に関しては、全国的に課題があるということは承知している。特に日本人は「聞く力」の部分について非常に大きな課題があり、市内でも同様の傾向があると捉えている。授業を含め、その部分に対する取り組み方に課題があったのではないかと考える。</p> <p>長浜市では、社会で必要とされる力を中学校卒業までにしっかりと身につけさせたいと考えるため、今後もこのような具体的な取組を検証しながら進めていきたい。</p>	教育長	教育指導課
	(再々問) 数学では、例に即して解いていくと正解になるような問題があった。「例を確認しながら解いていく」という事前対策をしていれば、正答率の向上につながると考え	<p>全国学力・学習状況調査の対策としての勉強や、授業時間を使って対策を行うことは、明らかに本調査の趣旨とは異なるものとする。ただし、このような問題を解く力が必要であるとするならば、こういった問題を解くための力を育む授業をしていかなければならない。</p> <p>加えて、長い文章を粘り強く読み切る力や、文章の中身を解釈できる力を養うために、全ての教</p>	教育長	教育指導課

	るが、そうした事前対策について、当局の見解を問う。	科において横断的な取組が必要だと考える。		
藤井 登	学習状況調査によると、授業以外での勉強や読書の時間が全国平均に比べて少ないことがわかった。家庭学習や読書は、理解力向上には必要と考えるが、当局の見解を問う。	<p>学力・学習状況調査の結果では、全く家庭学習をしない児童生徒と短時間でも家庭学習をする児童生徒を比較すると、家庭学習をする児童生徒の方が全ての教科で正答率が高くなっている。</p> <p>また、全く読書をしない児童生徒と短時間でも読書をする児童生徒を比較すると、同じような傾向が見られた。</p> <p>特に「読書が好き」と回答している児童生徒は、全ての教科で正答率が高い傾向にある。</p> <p>このことを受け、教育委員会として「読書が好き」な児童生徒を増やすために、夏季休業前に図書カードの配布を行った。今後も粘り強く啓発を行い、併せて、家庭学習の習慣がつくよう、引き続きA I 型ドリル教材や効果的なタブレットの活用を図っていく。</p>	教育長	教育指導課
	(再問) 数学の問題があまりにも長いため、読み解く力がなければ文章を忘れてしまい、答えに結びつけられない事例が起きている。全領域で「読み解く力」が必要だという感覚を常に持っていただきたいと考えるが、当局の見解を問う。	<p>思考力・判断力・表現力など、いろいろな文章を読み解く力や、根拠をもって自分の意見を示すプレゼンテーション力、他者に発信する力は、英語・算数・国語だけに限らず、全ての教科において育ていけるように取り組んでいる。</p> <p>また、各学校においても、各教科やいろいろな場面において、そのような力を子どもたちにつけられるように取組を進めている。</p>	教育長	教育指導課
藤井 登	学習状況調査では、地域と積極的に関わり、地域貢献に対する意識が高い結果となったが、この結果についての見解を問う。	<p>結果の要因として、長浜市には昔から地域で子どもを見守り育てるという風土があること、また、学校に地域の方々を招いて学習会を開いたり、児童生徒の地域行事への参加を奨励したりするなど、地域と子どもとの繋がりを大事にしてきたこと、さらには、先進的に全ての学校に学校運営協議会を設置し、地域と共に学校運営を進めてきたことなどが考えられる。</p> <p>このような中で、相手を思いやる心や物事の善悪を判断し行動しようとする心、また、ルールや規則を守ろうとする心などが育まれており、これらの点は本市の児童生徒の強みであると考えます。</p>	教育長	教育指導課

		<p>今後も、児童生徒が地域の方々や資源に触れる行事や体験活動を意図的・計画的に充実させ、児童生徒の心の成長を図っていきたいと考えている。</p>		
	<p>(再問) 学習状況調査の解説資料を、各校の弱点の分析や今後の指導に活かしてほしいと思うが、このことについて当局の見解を問う。</p>	<p>各校においても、夏休みに解説資料をふまえて学習状況調査の結果を分析し、2学期以降、どのように授業改善に結びつけていくかを検討している。</p> <p>児童生徒の「生きる力」の育成のため、教育委員会としても学校と共に考えていく。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再々問) 学習状況調査の結果については、順位や点数が公表される。調査結果は各校の弱点を分析するためのものであり、公表は必要ないと考えているが、このことについて当局の見解を問う。</p>	<p>調査の結果は、他県や他市町、他校と比較するためのものではないと考える。しかしながら、この調査結果は、国が子どもにつけたい力がどれだけ身につけているかの目安でもあるので、点数についても指標の一つにすべきだと考える。</p>	教育長	教育指導課
矢守 昭男	<p>令和2年9月23日決算特別委員会総務教育分科会において、当時の教育部長は、旧杉野小中学校について、「市の名義でない土地が幾つか含まれているが、借地料としては支払っておらず、無償で借りてきたということである。次の活用の際に支障になるかという話だが全く違う目的に活用したりするなど、第三者に譲渡するといったような形になると、当然、支障になると考えている。本来であると、建築されたときや土地を取得した</p>	<p>旧杉野小中学校の用地内に存在する民地については、既に所有者が亡くなっているなどの理由から、地権者が50名以上に膨らんでいたが、順次市から経過説明と所有権移転に係る交渉を行い、既に9割を超える方からご寄附をいただいている。</p> <p>残った方々についても、概ね解決の目処は立っているため、引き続き交渉を進めていく。</p>	教育部長	教育総務課

	<p>ときに、その時々町なり市で所有権を移転しているというのが普通のやり方と 思っているが、今回、実際に廃校になってから調べてみると そうした事実が出てきたということで、現在のところはそれを 是正すべく、調査なり所有権移転の方法について、取り組ん でいるところである。」と答えているが、現在この登記処理は どのように進んでいるのか問う。</p>			
	<p>(再問) 残り一割の方からは、どれぐらいの目処で寄附なりをして いただけるのか問う。</p>	<p>いつまでという断言はできないが、目処は立ってきているという 状況から、今年度、遅くとも来年度末中には決着をつけたいと 考えている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育総務課</p>
<p>矢守 昭男</p>	<p>旧杉野小中学校の活用方針等については随分検討期間があ ったと思うが、どのように検討を重ねてきたのか問う。</p>	<p>旧校舎の利活用に関しては、民地に関する課題が解決した 後に具体化することを前提としているが、旧七尾小学校などの 先行事例に基づき、公募型プロポーザルによる貸付や譲渡を一 案として考えている。 今後については、民地の課題解決と並行しながら内部協議を 進めるとともに、地元の意見も聞きながら、よりよい利活用 方針を検討していく。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育総務課</p>
	<p>(再問) 杉野小中学校は大きな学校のため、福祉施設やス ポーツ施設、道の駅、前教育長が言われていた不登校児童生 徒のための施設活用など、そうしたことも含めて、しっかりと 利活用できるのか問う。</p>	<p>議員も地元の方から、色々と話を聞かれたということだが、 今おっしゃっていただいたことも含めて、市から地元の意向も 確認した上で、利活用を進めていきたいと考えている。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育総務課</p>
<p>矢守 昭男</p>	<p>教育施設について</p>	<p>各学校の活用されていないプールについては、</p>	<p>教育部</p>	<p>教育総務</p>

	<p>は、長寿命化対策が講じられているが、その中で活用されていない小中学校のプール等はどう処理されるのか。また、多くの借地をしている幼稚園等を含む教育施設等の運営に関わる土地については、少子化を含めて今後どのような方針で、市の全体運営を含め財産管理をされていくのか問う。</p>	<p>順次、解体していく方針であるが、財政負担も大きいため、計画的に進めていきたいと考えている。</p> <p>また、土地の賃借料を含め、学校園の維持管理経費の縮減については、一つの課題として認識しているところである。</p> <p>このことから、9月定例会議会でお答えしたとおり、来年度には外部の有識者で構成する委員会を立ち上げ、将来における長浜市全体の学校園のあり方について検討を進め、課題解決を図っていく。</p>	長	課
	<p>(再問) 小中学校のプールについては、田根小学校が今年はB&Gを5回借用されており、東中や南中も借用された。プールは借りればその日は必ず行かなければならないという部分があることや、消防法により災害時のために水を貯めておかなければならないということもある。</p> <p>そうした部分も含めて、今後プールをしっかりと修繕できないのか。</p> <p>また、グラウンドも土の入れ替えが必要な学校がたくさんあるが、どうか。</p>	<p>もう使用できないプール、使用できなくなったプールは、先ほど申し上げたように今後は解体を進めて行く。</p> <p>今のところ、新規に学校プールを整備する計画はない。</p> <p>グラウンドについては、今後の状況を見て、必要時には改修していく必要があると考えている。</p>	教育部長	教育総務課
鬼頭 明男	<p>これまでの教科書では、シスジェンダー（生まれたときに割り当てられた性別と性同一性が一致</p>	<p>9月定例会議会において、村山さおり議員にお答えしているが、現在、市内小中学校、義務教育学校においては、時代の変化や性の多様性に鑑みながら子どもたちの個性が尊重されるように対応している。</p>	教育長	教育指導課

	<p>し、それに従って生きている人のことをさす)・異性愛中心に書かれており、それを基準としていたが、社会の関心や認知度が高まる中で、小学校の保健や、中高の公民などの社会科や家庭科の教科書には性の多様性に関する記載が既に入っている。今後、教科書には悩みの相談先の紹介記載や、より多様性を含む表現が使われるようである。性の多様性については、2015年に文部科学省が「性的マイノリティ」の子どもたちへの支援や配慮に関する通知を出し、教員向けの研修が進んできているが、学校等での環境整備について問う。</p>	<p>具体的な例として、まずは中学校の制服についてあるが、女子生徒がスカートとズボンから選択できるように配慮するなど、見直しを行っている。</p> <p>また、施設面においても、「多目的トイレ」を設置して、性的マイノリティの子どもたちだけでなく、誰もが使用できるようにするなど、子どもたちの多様性への対応を進めている。</p> <p>さらに、人権学習の一環として、性の多様性についての学習の時間をもつとともに、教職員も研修会等を通じて、理解を図っているところである。</p> <p>教科書についても、性の多様性に関する記載や相談先がすでに入っており、各教科のねらいを確認しながら、児童生徒の理解が進むように指導している。</p>		
	<p>(再問) 学校司書や養護教諭に、児童生徒がいろいろな相談をしてくることが考えられるが、教職員間の連携はどのようになっているのか。また、人に知られたくない相談もあると思うが、そういった悩みを持つ児童生徒が相談しやすい環境を整える必要があると考える。この2点について当局の見解を問う。</p>	<p>各校園においては、性的マイノリティに関する話に限らず、児童生徒から相談を受けた教員が一人で問題を抱えこむことがないようにしている。</p> <p>また、子ども及び保護者への対応については、組織的な対応を意識し、教職員が連携を取り合っ</p> <p>て対応しているところである。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>

北川 陽大	<p>現在、フリースクールに関して非常に議論になっており、マスコミの影響もありにわかに注目を浴びた。今後、フリースクールについての認識を市民から問われると思うが、長浜市では公教育である小中学校以外のフリースクールへ通う児童生徒においても学校の出席扱いとしていと総務教育常任委員会で発言があった。しかし、出席扱いとしながらフリースクールの内容を把握できていない状況があり、これは国がフリースクールの基準を作っていないことに第一の問題があるのは間違いないが、フリースクールが子どもたちを預かり、義務教育に代わるものとして出席扱いとするならば、自治体としてその内容にも一定の教育水準をフリースクール運営側に求めるべきだと考えるが当局の方針を問う。</p>	<p>現在、フリースクールの定義を国として示されていない中で、市として一律に教育水準を求めることは困難である。</p> <p>ただし、本市においては、学校が施設または保護者と連絡をとり、児童生徒の施設での活動の様子を把握し、学校長が出席扱いにするかを判断しており、また、フリースクール等連絡協議会に教育委員会の担当が参加し、各施設の運営状況や施設での活動内容も把握している。</p> <p>今後も各民間施設との連携協力関係のもと、不登校児童生徒の支援を行っていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 2016年12月に教育機会確保法が制定されているが、国はフリースクールの運営を自治体に委ねている</p>	<p>私が校長に就いていた当時、何度も施設に赴き、子どもの様子を見させていただいた。そして、運営者と話をする中で、生きる力・生活力の育成に向け、しっかり指導いただいていると判断できたので、フリースクールへの参加を出席扱いとした。</p>	教育長	教育指導課

	<p>のが現状である。</p> <p>これを受け、現在、フリースクールへの参加を、出席扱いにするかどうかを校長が判断するところのだが、校長はフリースクールの現場での状況をどの程度確認しているのか、見解を問う。</p>	<p>おそらく現在も校長や担任がフリースクールに赴き、運営者と十分に連携をとったうえで、出席扱いにするかどうかを判断していると考え。また、教育委員会としても、連絡協議会を通して連携を図り、子どもの活動内容や運営状況について把握している状況である。</p>		
	<p>(再々問) 現状では、校長によって出席扱いの基準が違ってくることが考えられるが、出席扱いとするのであれば、市として一定の基準を共有すべきと考える。</p> <p>各校長の判断基準について、校長間で話し合い等が行われているのかを問う。</p>	<p>フリースクール個々にそれぞれの方針があり、それぞれの施設を一律に考えることは難しいため、現在のところ、市の基準を示すことは考えていない。</p> <p>あわせて、学力には、教科学習だけでなく、フリースクールに通おうとするやる気や勇気、あるいはコミュニケーション力といった点数では測れない部分もある。</p> <p>たとえ、フリースクールでの活動がドッジボールや散歩であったとしても、その子どもにとっては学びになっていると考える。長浜では、点数で見える力と見えない力の両方の力の向上を図っている。これについては、全校長が認識しているものと考え。よって、ほとんどが出席扱いとなっているが、一部に、フリースクールで遊びだけ参加している場合は、出席扱いにしていないという学校もある。</p>	教育長	教育指導課
北川 陽大	<p>市長は公約として全国学力・学習状況調査の点数向上を目指しておられるが、直近の結果は全国平均値や滋賀県平均値以下であった。数字だけを見ると子どもたちの学力は向上していないが、この結果を受けて、今後も学力学習状況調査の点数を向上することに注力を優先してい</p>	<p>平均正答率を全国と比較すると、特に小学校については、前年、前々年度からは、その差が縮まり、学力の向上が少しずつではあるが、図られてきているものと捉えている。</p> <p>「全国学力・学習状況調査」によって測ることのできるのは、学力の一部分であると認識し、決して点数の向上のみを目指しているわけではないということは、これまでからお答えしてきたとおりである。しかしながら、この調査結果を真摯に受け止め、これまでの取組を検証しつつ、積極的に改善を図っていきたいと考えている。</p> <p>なお、今年度の調査に関わっては、日本語指導が必要な外国籍児童生徒に対して、ルビ振り問題の配布に加え、必要に応じて各言語の通訳を派遣し</p>	教育長	教育指導課

	<p>く方針なのか。テストの点数を向上すること以上に誰一人取り残さない教育を目指すことが重要だと考えるが当局の考えを問う。</p>	<p>て、通訳支援を行い、また、教室に入りにくい児童生徒については、別室にて調査を受けられるよう配慮した。</p> <p>子どもが自分の力に合わせて学べる「A I型ドリル教材」を導入したことにより、基礎的・基本的な学習内容についても定着が見られたところである。</p> <p>今後も、「誰一人取り残さない教育」のための環境を整えながら、すべての子どもたちが夢や希望を持ち、未来に向かってしっかりと歩みを進めるための取組を続けていく。</p>		
	<p>(再問) 新聞等で学力テストの結果が大きく前面に出ている。学力テストの成果を求めすぎること、学校教育が学力重視の教育に偏重してしまうことを恐れている。</p> <p>教育長の方針をもっと前面に出すべきだと考えるが、その見解を問う。</p>	<p>私の方針は以前より広く公表しているところである。</p> <p>マスコミに調査結果をどのように取り上げられようが、結局、子どもたちに「生きる力」をつけることが大前提と考える。よって、私たち教育関係者においては、見える学力、見えない学力の全てを子どもたちにつけていきたい。</p> <p>学力テストの点数については、国が示す「これからの子どもたちに必要な力」の結果であると捉え、現状を改善し、子どもたちに力をつけることが私たちの仕事と考えている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再々問) シビックプライドとして、郷土への愛着と誇りを持ち、それを担う心を育むことの大切さが広く謳われているが、郷土愛にもつながる「長浜を好きになるプログラム」を作っていただきたいと考えるが、見解を問う。</p>	<p>郷土愛については、本市の子どもや学校の強みと捉えており、地域社会全体で育んでもらっていると考えている。このことは、今回の調査の児童生徒アンケートの結果にも表れている。引き続き、各学校において、プログラム作成も含めて、郷土への愛着と誇りを持ち、地域に貢献しようとする心を育む教育を進めていきたい。</p>	教育長	教育指導課
村山 さおり	<p>令和4年2学期のうち9日間の各学校の平均から算出した数値では、南部給食センターだけで、食べ残しが585.69kg、内ご飯は164.03kg</p>	<p>食べ残しについては、毎日、数校ずつを対象に、給食センターに戻ってきた食缶を調査している。</p> <p>この調査から推測すると、年間で約15%、重さにして100トン以上の食べ残しが生じており、非常に多いと感じている。</p> <p>このような中、魚料理や野菜料理など子どもた</p>	教育部長	すこやか教育推進課

	<p>(ゴミとして清掃工場へ 持ち込んでいるパン、麺、デザートは含まず) となっており、年間に換算すると114 t あまりにもなるが、市全体の食べ残しや廃棄の現状に対する考えを問う。</p>	<p>ちが比較的苦手としている献立も、味付けや見た目を工夫しながら、食べ残しの削減に努めており、今年度の1学期のデータでは、昨年度より2%ほど削減が見られた。</p> <p>食べ残しの削減については、学校・園に加え家庭における食育指導が大変重要であると考えている。</p>		
村山 さおり	<p>4時間目が終わってからの給食時間が40分ほどとなっている。給食当番の準備をして給食を取りに行き、配膳していると残り時間が15分から20分となる。</p> <p>小学校低学年の児童には、時間が短いと思われるが、考えを問う。</p>	<p>市内小中義務教育学校の給食時間は、食習慣の形成等の観点から、準備・食事・片付けを基本とし、小学校は40分～45分間、中学校は30分間と設定し、時間を意識して食べることとしている。</p> <p>給食時間は、県内どこの小中学校も同じような時間配分である。</p> <p>その上で、例えば入学後の時期は、児童の状況を見ながら、給食時間を長めに確保するなど、必要に応じて学校・学年・学級ごとに調整し対応しているところである。</p> <p>日々、繰り返し給食指導を行うことで、子どもたちも主体的に給食を準備できるようになり、ルールやマナーを学び、給食を食べる時間も確保できるようになっているため、ご理解いただきたい。</p>	教育部 長	すこやか 教育推進 課
村山 さおり	<p>先日、南部給食センターの見学と試食の会に伺った。自分たちの給食がどれだけ多くの人によって、どのように作られているのかを知ることとはとても重要と考えるが、市内の学校や園などの給食センターへの見学の現状を問う。</p>	<p>学校給食センターの見学会については、施設整備や衛生管理及び調理見学や給食の試食体験を通じて、学校給食に対する理解を深めるとともに給食センター・学校・家庭が連携して、こどもの「食育」を推進することを目的に実施しており、今年度は南部・北部給食センターにおいて、市内幼稚園3園と小学校3校から延べ338人の見学があった。</p> <p>また、一般市民の見学会と試食会を6月と11月に実施したところ保護者やお子さんなど64人の参加があった。</p> <p>参加者からは、細部まで丁寧に食材の洗浄や調理を行う様子がわかってよかった、掃除の行き届いた清潔感のある施設で調理されていて安心した、アレルギー対応の丁寧さに驚いたなどの声をいただいている。また、今年度からエックス(旧ツイッター)において給食メニューを毎日発信したり、調理風景を発信したりしながら、地域に愛され</p>	教育部 長	すこやか 教育推進 課

		る学校給食センターを目指し、情報発信に努めている。		
村山 さおり	<p>今年5月より米原市では『ステップ・フォワード・プログラム』という取組が始まった。当市でも別室登校を実施している学校が多いが、別室登校は空き教室を利用して、時間の空いている先生が交代で対応しておられる。</p> <p>米原市のように専従の支援員を配置して開設することが必要と考えられるが、当局の考えを問う。</p>	<p>本市ではすでに、長浜市教育支援センター「なないろ」を、浅井2か所・湖北・高月・木之本・旧長浜の市内6か所に設置し、不登校児童生徒が自宅から近い支援センターへ通うことができるようにしており、そこには、専従の指導員を配置して指導を行っている。実際に旧長浜に設置している施設には、「家から近いので通いやすい」と自転車で通ってくる中学生もおり、さらに、本市独自の取組として、教育支援センターの指導員が、学校の別室へ出向き、不登校生徒へサポートするアウトリーチ事業も行っている。</p> <p>現在は、新しい学びの場として、9月定例会議でお答えしたとおり、社会的自立に向けて独自のカリキュラムで学習する「不登校特例校」、いわゆる「学びの多様化学校」の設置についても研究を始めている。</p> <p>今後も、国の動向、また、他市町の不登校支援について情報を得ながら、長浜市の不登校支援を充実させていく。</p>	教育長	教育指導課
村山 さおり	<p>プライバシーの問題等もあるが、先生の負担を考えると、地域の方の協力は必須と考えるが、当局の考えを問う。</p>	<p>別室登校の児童生徒への地域の方々の協力については、プライバシーの問題等もあり、現状は難しいと考えるが、今後、連携について研究していく。</p>	教育長	教育指導課
橋本 典子	<p>令和2年に1幼稚園が幼稚園型の認定こども園になったが、現在8園ある幼稚園を今後、認定こども園にする考えも含めて、認定こども園の今後の方向について問う。</p>	<p>本市では、幼稚園・保育園・認定こども園に対する利用ニーズが大きく変化している。</p> <p>全体的な傾向として、子どもの人口は減少しているが、0歳から2歳の乳児については利用率の上昇により入園児童数が増加傾向にある。また、3歳から5歳の幼児については、幼稚園や認定こども園の短時部を利用する園児は減少傾向にある一方、保育園や認定こども園の長時部を利用する園児が増加傾向にあり、また、地域別の状況もそれぞれ異なっている。</p> <p>本市では、平成30年度に「長浜市の幼稚園・保育所等施設再編の考え方」をとりまとめ、公表している。この中では、民間活力の最大限の活用、地域の保育ニーズの反映と適正な集団規模の確保、公</p>	教育部長	幼児課

		立園の役割の確保等の考え方が示されており、今後も、この考え方に基づいて取組を進めていく。		
橋本 典子	長浜南認定こども園は市内で唯一幼稚園型のこども園である。令和2年に幼稚園から幼稚園型の認定こども園に移行し、区域外からの子どもも入園できるようになり、今年は50人の園児が通っている。幼稚園型の認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず利用することができるが、受入れの年齢が3歳からのため、3歳未満の子どもは他の認定こども園や保育園に入園しなければならない、兄弟姉妹は同じ園を利用することは不可能である。幼稚園型から保育所機能も可能な認定こども園にできないのか、市の見解を問う。	3歳未満の子どもの保育を行うには、国の基準上、自園で調理ができる調理室の整備や各年齢の保育室や沐浴室が必須となるが、現在の長浜南認定こども園には空き教室や園舎を増築するための土地がないといった状態であり、3歳未満の子どもをお預かりすることは難しいものと考えている。	教育部 長	幼児課
高山 亨	地産地消を推進していくことは顔の見える生産者から顔の見える消費者へと品質について責任を負うということから、安心安全につながるものとして、本市でも積極的に農産物販の確保支援等や学校給食における食材の割合を増やすなど	学校給食における地産地消について、米飯給食における「オコメ」は、これまでから長浜産コシヒカリを100%調達しているため、使用率は100%となっている。また、給食センターで使用する玉ねぎ、大根、キャベツなど主要野菜16品目については、今年度からさらに地元産野菜の使用を増やすため、本市の「野菜の見積及び業者決定に関する運用基準」を見直し、長浜産野菜を優先的に採用することとした結果、使用率が、10月末現在で、昨年対比で13.7%増加し、34.6%と大幅に増加したところである。 今後においても、地場産野菜を積極的に取り入	教育部 長	すこやか 教育推進 課

	<p>取組んでおられる。それらを一層推進するためにも、販路拡大を含めた数値目標による達成度評価が必要ではないかと思うが、学校給食の食材に地元産を増やしていくことも含めて問う。</p>	<p>れることで、子どもがより身近に実感をもって地域の食や文化についての理解が深められるよう取り組んでいきたいと考えている。</p>		
高山 亨	<p>「オーガニック給食を全国に実現する議員連盟」なるものが、与野党含め超党派の国会議員で本年6月に結成されており、子ども達の健やかな心身の育成に、オーガニック給食が大変重要であることが認識され始めている。本市では、全国に先駆けて小学校給食の無償化を実現したが、中学校給食へ無償化を広げていくことと同時に、美味しい給食と安心安全な給食の実現に一層力を入れるべきではないか。そのためにオーガニック給食を学校に取り入れること、また病院給食・子ども食堂・生活困窮者支援の給食など、幅広い社会給食へと広げていくことが、有機農業を広げることにつながると思うが考えを問う。</p>	<p>限られた予算の中で、安定した給食の提供と成長期子どもたちにより多くの食材や料理を知っていただくことが、学校給食の役割である。</p> <p>そういった中で、付加価値の高いオーガニック食材を学校給食へ取り入れることは、価格や調達先、納品の不安定さなどから、現時点では大変難しいと考えている。</p> <p>学校給食においては、今後も引き続き、新鮮で安全安心な国産・長浜産の食材を積極的に使用していきたいと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課